

その他標準仕様書にかかる確認事項

#	資料名	帳票No.	帳票名称	該当か所 (印字項目No.等)	確認事項	対応方針
1	印字項目・諸元表	20	差押調書（謄本）（債権）※滞納者用	# 27	<p>【確認】"取立禁止"という項目の内容が既に本文に印字されております。</p> <p># 11「帳票本文」の備考列に、"取立禁止の文言についても記載すること"と記載した上で、本項目を削除してよいでしょうか。</p>	<p>【事務局】</p> <p># 11「帳票本文」の備考列に、"取立禁止の文言についても記載すること"と記載した上で、本項目を削除する。</p>
2	印字項目・諸元表	10 20 53 80 123	<p>差押書（不動産）※滞納者用</p> <p>差押調書（謄本）（債権）※滞納者用</p> <p>差押調書（動産）※滞納者用</p> <p>参加差押通知書（不動産）※滞納者用</p> <p>交付要求通知書※滞納者用</p>	<p>10：#21</p> <p>20：#25</p> <p>53：#19</p> <p>80：#25</p> <p>123：#26</p>	<p>【確認】処分理由について、昨年度WTでは帳票内に項目作成することとしておりましたが、帳票本体のスペースを鑑み、新規帳票「処分理由」を、以下詳細のとおり追加しても良いでしょうか。</p> <p>(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票概要（帳票の用途） →滞納処分の理由、根拠を記載する帳票</li> <li>・主な出力条件 →-</li> <li>・実装すべき/してもしなくても良い →実装すべき</li> <li>・用紙 →汎用紙</li> <li>・用紙サイズ →A4</li> <li>・備考 →-</li> <li>・要件の考え方・理由 →差押、参加差押、交付要求の際、滞納者宛に処分理由を示す必要があるため作成した。印字項目については、処分理由が記載されれば良いことから作成していない。</li> </ul> <p>【確認】機能要件に、処分理由の文言を編集する機能を追加する必要があると考えますが、ご意見をお願いいたします。</p>	<p>【事務局】</p> <p>処分理由を記載する別紙を"実装してもしなくても良い帳票"として定義する。"実装してもしなくても良い帳票"とする理由は、自治体ごとに処分理由に記載する内容の粒度が異なり、帳票本文内に印字可能な自治体もあり、そういった自治体は帳票本文内に印字することで代用する運用が可能であるからである。</p> <p>また、調書ごとに処分理由が異なることから、処分理由の文言を編集できる機能を"実装してもしなくても良い機能"として追加する。</p>

3	印字項目・諸元表	123 124 126 128 133 134 135 140	交付要求通知書※滞納者用 交付要求通知書※権利者用 交付要求書※執行機関（返送）用 交付要求解除通知書※滞納者用 交付要求通知書(財団債権)※滞納者用 交付要求書(財団債権)※破産管財人用 交付要求書(財団債権)※破産管財人（返送）用 交付要求解除通知書（財団債権）※滞納者用	#9	【確認】"公印但書"という項目について、1.0版では記載がありました が、過去のWTにて必要であるという意見がないため、削除してもよろ しいでしょうか。	【事務局】 "公印但書"という項目を削除する。
4	印字項目・諸元表	367	自動車登録の調査について（運輸支局）（照会）	#37	【事務局】"回答期限"という項目の内容が既に本文に印字されてお ります。#11「照会文書本文」の備考列に、回答期限は本文中で記載。と 記載した上で、本項目を削除します。※他の照会文書と同様	【事務局】 "回答期限"という項目の内容が既に本文に印字されているので、 #11「照会文書本文」の備考列に、"回答期限は本文中で記載。" と記載した上で、本項目を削除する。 ※他の照会文書と同様
5	印字項目・諸元表	406 421 423 425	(差押) 登記原因証明情報（不動産） 登記原因証明情報(猶予担保権設定) 登記原因証明情報(猶予担保権設定解除) 登記原因証明情報（公売）(売却決定)	#1	【確認】諸元表では帳票タイトルが"登記原因証明書"と記載されてお り、帳票レイアウトでは、"討議原因証明情報"と記載されております。 弊社調査では、"登記原因証明情報"が正しいと思われますので、そちら に統一してよいでしょうか。	【事務局】 タイトルを"登記原因証明情報"とする。
6	印字項目・諸元表	421	登記原因証明情報(猶予担保権設定)	#8	【確認】「※抵当権設定等の内容がある場合は上記項番6の記載内容に 含める。」と諸元表上記載しておりますが、#6「不動産の表示」に項目 上統合し、備考列に、「抵当権設定については本項に記載される想定」 と記載することで問題ないか。	【事務局】 「抵当権の設定」について、#6「不動産の表示」に項目上統合 し、備考列に、「抵当権設定については本項に記載される想定」 と記載する。
7	印字項目・諸元表	426	登記嘱託取下書	—	【確認】登記嘱託にかかる他の帳票と異なり、こちらの帳票のみ、嘱託 者の"公印"が帳票・レイアウトともに記載されていません。 公印を追加してよろしいでしょうか。	【事務局】 レイアウト・帳票共に"公印"を追加する。
8	印字項目・諸元表	427 429 431 433	(差押) 登録嘱託書（自動車） (参加差押) 登録嘱託書（自動車） (差押解除)登録嘱託書(自動車) (参加差押解除)登録嘱託書(自動車)	427、429：#18 431、433：#20	【確認】"登録権利者"の公印について、登録権利者・登録義務者の公印 と嘱託者名称の公印は同じ意味だと認識しているので、登録権利者・登 録義務者の"公印"は削除してもよろしいでしょうか。	【事務局】 "登録権利者・登録義務者"の公印は削除する。

9	印字項目・諸元表	519	充当用納付書	—	【事務局】 充当用納付書の諸元表については、収納側の納付書をベースに、項目「差押日」が追加される構成であることから、本滞納管理WTでは諸元表の確認は行わず、収納管理側の諸元表決定をもって、差押日の項目を追加対応する想定。	—
10	レイアウト	291 292	納付（納入）受託証明書 納付受託明細	—	【事務局】 本帳票は省令様式であるため、他税目への影響や様式改正の必要性等を含め、事務局で検討中。	—
11	帳票要件	302	預貯金等の調査について（照会、回答）	要件の考え方・理由	【事務局】 現在事務局にて、地方税共同機構ほか、郵便番号の項目を追加できるかの調整を進行中。	—
12	帳票要件	326	携帯電話契約について（照会、回答）	要件の考え方・理由	【事務局】 現在事務局にて、携帯電話3社との帳票印字項目・レイアウトの調整を進行中。	—
13	帳票要件	357	相続放棄・限定承認の申述の有無	要件の考え方・理由	【確認】 本帳票は、滞納者にかかる相続の放棄・限定承認の申述の有無を、裁判所に照会する帳票です。 各裁判所の様式を事務局で調査したところ、裁判所によりレイアウトに違いはあるものの、左のレイアウト（静岡地裁様式）で照会に必要な項目は足りると想定しております。 本帳票の標準レイアウトについて、左のレイアウトのとおり作成して問題ないでしょうか。項目の追加・削除が必要な場合は、項目名称と理由を記載してください。	【事務局】 帳票「相続放棄・限定承認の申述の有無」について、静岡地裁様式のレイアウトの通り作成する。 【事務局】 「資料3_49_10-6_帳票レイアウト_滞納管理」のシート「相続放棄・限定承認の申述の有無」に掲載（J,K市）
14	帳票要件	402	登記事項証明書交付申請書（会社法人用）	要件の考え方・理由	【事務局】 現在事務局にて、法務局との帳票印字項目・レイアウトの調整を進行中。	—
15	帳票要件	403	登記事項証明書交付申請書（不動産用）	要件の考え方・理由	【事務局】 現在事務局にて、法務局との帳票印字項目・レイアウトの調整を進行中。	—